

京都市消防局訓令乙第13号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局安全衛生管理規程の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

京都市消防局長 杉本 栄一

目次中「第9章 公務災害等に伴う措置（第38条～第40条）」を

「
第9章 公務災害等に伴う措置（第38条～第40条）
第10章 雑則（第41条）」
に改める。

第23条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第6号中「聴診、打診」を「聴診又は打診」に改め、同条第4項中「健康診断記録表（第1号様式）に記録しなければ」を「適正に保存しなければ」に改める。

第27条中「第30条第4項」を「第32条第6項」に改める。

第28条中「の審査に係る京都市職員の分限に関する条例（以下「条例」という。）第9条に規定する委員会として」を「を審査するため」に改める。

第29条第2項を次のように改める。

2 審査員は、職員及び市長の事務部局に属する職員のうち医師である職員の中から局長が任命し、又は委嘱する。

第29条第3項中「学識経験者としての」及び「健康管理医を含む」を削る。

第30条を次のように改める。

（任期）

第30条 審査員の任期は、1年とする。ただし、補欠の審査員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審査員は、再任されることができる。

第35条第1項中「第2号様式」を「第1号様式」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 所属長は、職員が感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する感染症をいう。）にり患した場合において、所属における安全衛生管理上必要があると認めたときは、速やかに局長に報告しなければならない。

第35条に次の1項を加える。

3 局長は、前項の報告があったときは、感染症り患者報告書（第2号様式）の提出を求めることができる。

第39条第1項中「職員に」の右に「、次に掲げる事項を」を加え、「公務・通勤災害報告書（第4号様式）により」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 被災職員の氏名
- (2) 災害発生の日時及び場所
- (3) 傷病名及びその程度
- (4) 災害の発生状況
- (5) 第三者加害行為の有無及び被害の状況
- (6) その他所属長が必要と認める事項

第9章の次に次の1章を加える。

第10章 雑則

(施行の細目)

第41条 この訓令において別に定めることとされている事項及びこの訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別表第1衛生管理者の項中「消防学校教養課管理係長」を「消防学校教養課教養管理係長」に改める。

別表第2中「第30条、第33条関係」を「第32条、第36条関係」に改める。

第1号様式を削る。

第2号様式中「第32条関係」を「第35条関係」に改め、同様式備考以外の部分中「あて先」を「宛先」に、「第32条第1項」を「第35条第1項」に、

「

休務開始年月日	年 月 日
---------	-------

」を

「

休務開始年月日	年 月 日
取得した休暇等の種別、期間及び日数	

」に改め、同様式備

考中「診断書」を「医師の診断書又はそれに代わる証明書の写し」に改め、同様式を第1号様式とする。

第3号様式中「第32条関係」を「第35条関係」に改め、同様式備考以外の部分中「伝染病等患者報告書」を「感染症等患者報告書」に、「あて先」を「宛先」に、「第32条第2項」を「第35条第3項」に改め、同様式備考中「診断書」を「医師の診断書又はそれに代わる証明書の写し」に改め、同様式を第2号様式とする。

第4号様式を削る。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)